

兵庫県公報

平成21年3月25日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	1

公布された法令のあらまし

●職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当の上限を月額365,500円とするとともに、当該職員の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の地域手当の支給割合を100分の14とするほか規定の整備を行うこととした。
- 2 会計管理者等の給与について見直しを行うこととした。
- 3 国家公務員、他の地方公共団体の地方公務員等から引き続き職員となった者の地域手当の特例を定めるほか規定の整備を行うこととした。

条 例

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月25日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第29号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号。以下「給与条例」という。）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(防災監等の給料月額)

第8条の2 防災監その他その職務の複雑、困難及び責任の度が防災監と同程度として人事委員会規則で定める職にある者（以下「防災監等」という。）の給料月額は、別表第1の額にかかわらず、780,000円とする。

第16条の3中「職員には」を「職員に支給する地域手当の額は」に、「前条」を「前条第2項」に、「月額地域手当を支給する」を「額とする」に改める。

第16条の4第1項中「には、前条の規定により地域手当を支給される期間」を「に支給する地域手当の額は、前条の規定の適用がある場合」に、「第16条の2の」を「第16条の2第2項の」に、「月額地域手当を支給する」を「額とする」に、「対する地域手当の支給」を「対して支給する地域手当の額」に改め、同条第2項中「場合」の右に「において当該職員に支給する地域手当の額」を加え、同条に次の1項を加える。

3 国家公務員、他の地方公共団体の地方公務員又は人事委員会規則で定める法人その他の団体に使用される者であった者が、引き続き職員となり、県の地域又は事務所等に在勤することとなつた場合であつて、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して必要があると認められる場合における当該職員に支給する地域手当の額は、第16条の2第2項及び前条の規定にかかわらず、第1項の規定に準じて、人事委員会規則で定める額とする。

第16条の6第1項第1号中「268,500円」を「365,500円」に改める。

第25条第4項中「現在」を「現在。第7項において同じ。」に改め、同条第6項中「第2項」の右に「及

び第6項」を加え、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 防災監等の期末手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 3箇月以上6箇月未満 100分の60
- (3) 3箇月未満 100分の30

7 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において防災監等が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び当該給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。

第27条の2中「前条」を「第27条」に改め、同条を第27条の3とし、第27条の次に次の1条を加える。

(防災監等についての適用除外)

第27条の2 第14条第1号、第1号の3、第2号、第3号の2から第9号の2まで及び第11号、第15条、第16条、第16条の5、第16条の6、第17条の2から第20条まで、第22条から第24条の3まで並びに第26条の規定は、防災監等には適用しない。

第42条の2を削る。

附則第30項中「当分の間」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間」に改める。

附則に次の1項を加える。

(防災監等の期末手当の特例)

32 当分の間、防災監等の期末手当の額は、第25条第6項の規定にかかわらず、同条第1項、第6項及び第7項の規定に基づいてこれらの月に支給されるべき各期末手当の額から、これらの額に、100分の3を乗じて得た額を減じて得た額とする。この場合における同項の規定の適用については、同項中「100分の20」とあるのは「100分の20から100分の20に3分の2を乗じて得た割合を減じて得た割合」と、「100分の25」とあるのは「100分の25から100分の25に3分の2を乗じて得た割合を減じて得た割合」とする。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第18条の3中「職員には、同条」を「職員に支給する地域手当の額は、同条第2項」に、「月額の地域手当を支給する」を「額とする」に、「対する地域手当の支給」を「対して支給する地域手当の額」に改め、同条第2項中「場合」の右に「において当該職員に支給する地域手当の額」を加え、同条に次の1項を加える。

3 国家公務員、他の地方公共団体の地方公務員又は人事委員会規則で定める法人その他の団体に使用される者であった者が、引き続き職員となり、県の地域又は学校等に在勤することとなつた場合であつて、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して必要があると認められる場合における当該職員に支給する地域手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、第1項の規定に準じて、人事委員会規則で定める額とする。

(公立学校教職員のへき地手当等に関する条例の一部改正)

第3条 公立学校教職員のへき地手当等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5条の2」を「第6条」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条の3に次の1項を加える。

2 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)第8条の2に規定する防災監等に対する前項の規定の適用については、同項中「退職手当の基本額に、第7条の3の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額」とあるのは、「退職手当の基本額に相当する額」とする。

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第1条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

別表第1 防災監の款及び会計管理者の款を削る。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年兵庫県条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 11 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第16条の3の規定の適用については、同条中「100分の15」とあるのは、「100分の14」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(初任給調整手当に関する経過措置)

- 2 当分の間、第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第16条の6第1項第1号に掲げる職員に対して支給する初任給調整手当については、第1条の規定による改正前の給与条例の規定により算定した額(以下「旧条例算定額」という。)が改正後の給与条例の規定により算定した額よりも多いときは、旧条例算定額を初任給調整手当の額とする。